

武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p><u>（主任教諭及び主任養護教諭）</u></p> <p><u>第8条の5 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</u></p>	<p><u>（主務教諭）</u></p> <p><u>第8条の5 学校に、主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p><u>3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p><u>4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p>	条の改正
<p>（主任）</p> <p>第9条 学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年</p>	<p>（主任）</p> <p>第9条 学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年</p>	

<p>主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は<u>教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭<u>又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭<u>又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
---	---	--

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。